

「かながわ高齢者保健福祉計画」の改定について

平成 30 年 3 月に策定した「かながわ高齢者保健福祉計画」は令和 3 年 3 月で計画期間が満了することから、このたび計画を改定したので報告します。

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」に基づく総合確保方針を踏まえ、市町村老人福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図りながら、令和 3 年度を初年度とする改定計画を策定する。

(2) 計画の位置付け

- ・ 老人福祉法に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画を一体化したものとする。
- ・ 介護保険制度や高齢者保健福祉施策を円滑に実施することを目的として、取り組むべき課題を明らかにするとともに、将来の高齢者を取り巻く状況を見据えた介護サービス量等の目標を設定し、3 年間で推進する。
- ・ 老人福祉法などの根拠法に基づき、市町村が策定する計画との整合性を図りつつ、市町村による取組を、広域性・専門性・先駆性などの視点から支援する。
- ・ 県が策定した関連計画等との調和を維持する。

(3) 計画期間

令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間とする。

(いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年及び団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年を見据えた計画とする。)

2 これまでの経過

令和 2 年 11 月	かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会で改定計画素案(案)を審議
	第 1 回社会福祉審議会で改定計画素案(案)を審議
12 月	県議会厚生常任委員会に改定計画素案を報告
令和 2 年 12 月 ～令和 3 年 1 月	改定計画素案に対する県民意見募集(パブリック・コメント)を実施
令和 3 年 2 月	かながわ高齢者保健福祉計画評価・推進等委員会で改定計画(案)を審議
3 月	県議会厚生常任委員会に改定計画素案を報告

3 改定のポイント

(1) 地域共生社会の実現

令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を踏まえ、介護保険制度に基づく地域包括ケアシステムの推進や地域づくり等に一体的に取り組むことで高齢者やその家族・介護者（ケアラー）が抱える複合的な課題への対応力を強化し、地域共生社会の実現を図る。

(2) 認知症とともに生きる社会づくり

令和元年6月に国が策定した認知症施策推進大綱を踏まえ、誰もが認知症になりうることを意識し、認知症の人が自ら認知症理解のために発信する本人発信への支援など、同じ社会でともに生きる、共生の基盤のもと、認知症施策を進める。

(3) ロボット・ICTの導入促進による介護現場の革新

令和元年度に国のパイロット事業として実施した介護現場革新会議の成果を踏まえ、介護事業所へのロボット・ICT導入を促進し、介護職員の負担軽減と介護サービスの質の向上を図る。

(4) 災害や感染症に対する対応力の強化

近年の洪水などの災害や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、研修・訓練の実施や、必要な物資の備蓄などの平時からの事前準備、関係機関との連携による発生時の応援体制の構築などにより、災害・感染症発生時のサービス継続の対応力強化を図る。

4 改定計画素案に対する県民意見募集（パブリック・コメント）の状況

(1) 意見募集期間

令和2年12月15日～令和3年1月24日

(2) 意見募集方法

県ホームページへの掲載、県広報ツイッター等での周知、県機関等での閲覧、関係団体等への周知

(3) 意見提出方法

フォームメール、郵送、ファクシミリ

(4) 提出された意見の概要

ア 意見件数 64件

イ 意見の内訳

区 分	件数
(a) 地域包括ケアシステムの深化・推進に関するもの	30件
(b) 認知症とともに生きる社会づくりに関するもの	5件
(c) 安全・安心な地域づくりに関するもの	1件
(d) 社会参画の推進に関するもの	3件
(e) 介護保険サービス等の適切な提供に関するもの	2件

(f)人材の養成、確保と資質の向上に関するもの	8件
(g)サービス提供基盤の整備に関するもの	5件
(h)介護現場の革新に関するもの	1件
(i)介護保険給付適正化の取組への支援に関するもの	1件
(j)その他	8件
計	64件

ウ 意見の反映状況

区 分	件数
(a)新たな計画案に反映しました。	21件
(b)新たな計画案には反映していませんが、ご意見のあった施策等は既に取り組んでいます。	14件
(c)今後の政策運営の参考とします。	19件
(d)反映できません。	6件
(e)その他（感想・質問等）	4件
計	64件

エ 主な意見

(ア) 新たな計画に反映した意見

- ・ 8050問題は在宅診療に携わる職種であればよく目にする。地域包括支援センターへの連絡を促進する施策をお願いしたい。
- ・ 認知症の予防対策、MCI診断などの早期対応の充実のため、認知症疾患医療センターの充実と医師会との連携を強化していく必要がある。
- ・ 高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるよう、通いの場や移動支援等、地域の団体や地域住民などとの協働が不可欠。市町村の特徴を活かしながら、介護予防事業の取組が一体として行えるような計画を要望する。

(イ) 新たな計画には反映していないが、既に取り組んでいる意見

- ・ オーラルフレイルを改善することで認知症の未病改善につながるのではないか。
- ・ 地域包括支援センターの業務量が多く、本来の機能が活かされていないように感じる。介護予防事業の一部を民間に委託するなどし、地域包括支援センターが地域のマネジメント業務、人と人をつなげる役割をしっかりと担えるようにするべき。
- ・ 医療と介護の両方を利用する際、制度が複雑でわかりにくいので、利用者から見てわかりやすい制度設計をしてほしい。

(ウ) 今後の政策運営の参考とする意見

- ・ ケアラー支援に当たっては、ケアラーが抱える悩みの相談窓口を周知するようにしてほしい。

- ・ 「高齢者が安心して、元気に、いきいきと暮らせる社会づくり」には、「死」に対して思いをはせる機会が必要である。
- ・ 高齢者の看取りの場として、入所施設等にどの程度対応してもらうのか、展望を示す必要がある。
- ・ 介護現場の負担軽減のため文書負担の軽減が記載されているが、いろいろな部署から同じような書類の提出を求められる。

(エ) 反映できない意見

- ・ 低所得の人を救うことは大事だが、元気な高齢者は仕事を選ばず働くことを義務づけるべきである。

(オ) その他（感想・質問等）

- ・ 認知症の人本人からの発信支援の「本人ミーティング」は当事者活動のことを指すのか確認したい。

5 素案からの主な変更点

- 市町村との調整を踏まえ、「計画の目標値等」に第8期のサービス見込量、施設整備目標値及び2025年度、2040年度のサービス見込量を記載した。
- （仮称）ケアラー支援庁内連絡会議を設置し横断的に取組みを進めていくことを位置づけた。
- 災害派遣福祉チーム（DWA T）について追記した。
- 介護事業所の業務継続計画（BCP）策定支援について追記した。
- 県民意見募集（パブリック・コメント）を踏まえて、一部の文言を修正した。

6 改定計画

資料2-2「かながわ高齢者保健福祉計画(第8期 令和3年度～令和5年度)」